



第101回

下請法(2)

前回から下請法を取り上げています。

今回は、下請法の適用対象になる取引のうち、「製造委託」と「修理委託」について説明します。

製造委託

製造委託とは、物品の販売、製造や修理を営む事業者が、規格・品質・形状等を指定して、他の事業者に対し、物品等の製造や加工などを依頼することを行います。

ここでいう「物品」とは、動産のことを指しており、家屋などの建築物は対象に含まれません。

「製造」とは、原材料である物品に一定の作業を加えて、新たな物品を作り出すことをいいます。

また、「加工」とは、原材料で

ある物品に一定の作業を加えることにより、一定の価値を付加することをいいます。

この製造委託は、次の4つのタイプに分かれます。

① 物品の販売を行っている事業者が、その物品や部品等の製造を他の事業者へ委託する場合

(具体例) 自動車メーカーが自動車部品の製造を部品メーカーへ委託する場合

② 物品の製造を請け負っている事業者が、その物品や部品等の製造を他の事業者へ委託する場合

(具体例) 機械メーカーが受注生産する機械に用いる部品の製造を部品メーカーに委託する場合

③ 物品の修理を行っている事業者(自社の機械等を自ら修理している場合も含みます)が、その物品の修理に必要な部品・原材料等の製造を他の事業者へ委託する場合

(具体例) 家電メーカーが販売した製品の修理用部品の製造を部品メーカーに委託する場合

④ 自社で使用・消費する物品を社内で製造している事業者が、その物品や部品等の製造を他の事業者へ委託する場合

(具体例) 製品運送用の梱包材を自社で製造している機械メーカーが、その梱包材の製造を資材メーカーに委託する場合

修理委託とは、物品の修理を請け負っている事業者が、物品の修理を他の事業者へ委託したり、自社で使用する物品を自社で修理している事業者が、物品の修理の一部を他の事業者へ委託することなどをいいます。

ここでいう「修理」とは、元来の機能を失った物品に一定の作業を加え、元来の機能を回復させることをいいます。

これに対し、正常に稼働している物品に対する点検やメンテナンスは、修理委託の対象ではなく、役員提供委託の対象になります。

修理委託は次の2つのタイプに分かれます。

① 物品の修理を請け負って

る事業者が、修理行為の全部または一部を他の事業者へ委託する場合

(具体例) 自動車ディーラーが、請け負った自動車の修理作業を修理会社に委託する場合

② 自社で使用している物品の修理を自社で行っている事業者が、その物品の修理行為の一部を他の事業者へ委託する場合

(具体例) 自社工場の設備等を社内で修理している機械メーカーが、その設備の修理作業を修理会社に委託する場合



田中伸山 山下江法律事務所 副代表・弁護士

広島県三原市出身。広島大学附属福山高校、一橋大学法学部卒業。平成9年司法試験合格。平成12年4月広島弁護士会入会。平成23年度広島弁護士会副会長。【主な取扱分野】企業法務、債権回収、債務整理、相続、事業承継、交通事故損害賠償請求。

機動力と総合力の広島最大級事務所！ 迅速な対応のための予防法務 = 顧問契約をお勧めします

〒730-0012 広島市中区上八丁堀 4-27 上八丁堀ビル 703 TEL 082-223-0695 FAX 082-223-2652 代表 山下江



広島本部・呉・東広島・福山・岩国支部 山下江 検索 広島弁護士会、山口県弁護士会所属

- ☑ 契約書チェック
- ☑ 債権回収
- ☑ 労務問題など
- ◆ 企業法務相談料30分5千円(+税)
- ◆ 案件により着手金無料(応相談)
- 企業法務専門サイトあります
- https://www.hiroshima-kigyo.com

なやみよまるく
相談予約専用
フリーダイヤル
0120-7834-09

予約電話受付
平日 9~19時
土曜 10~17時